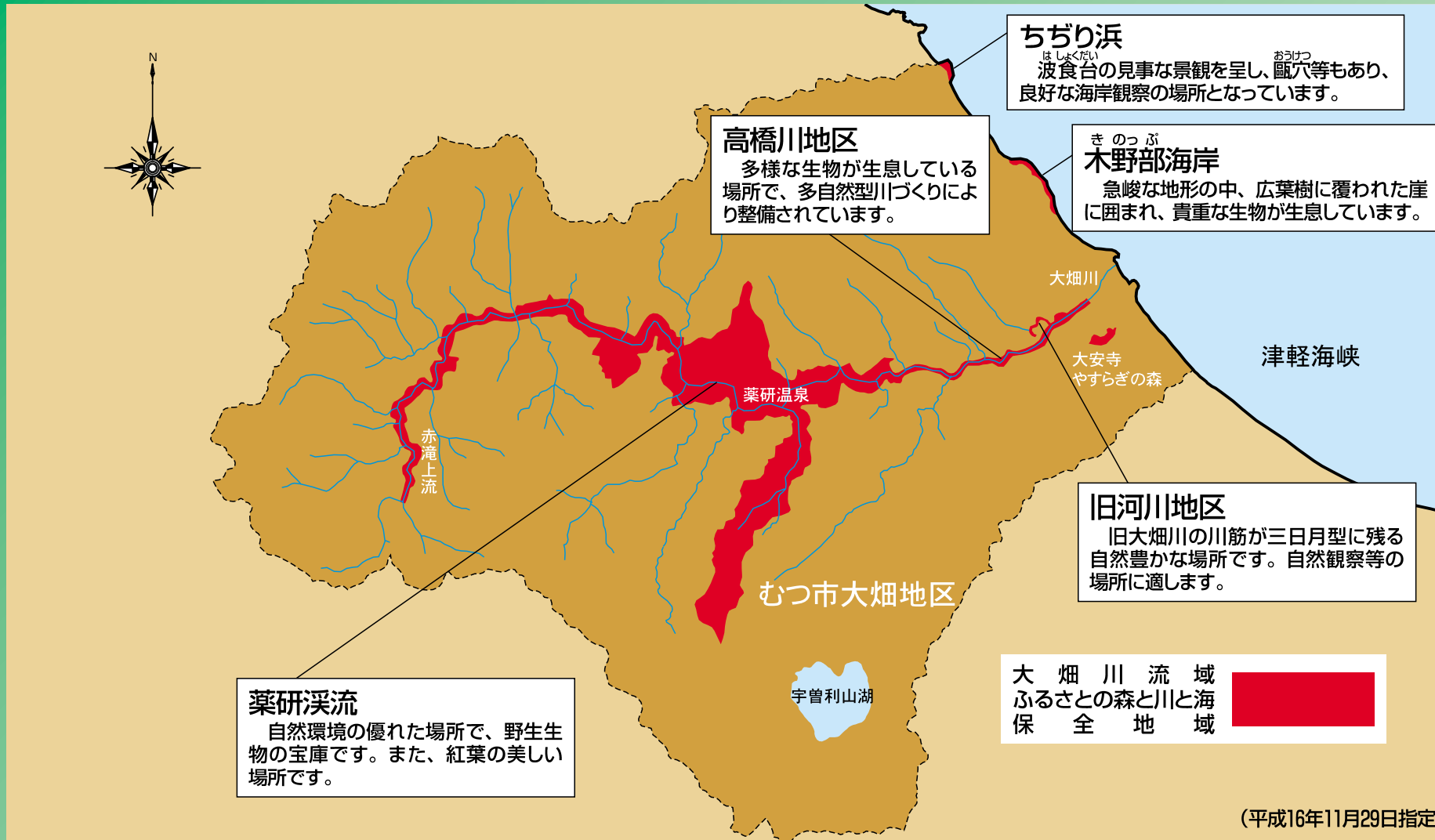


大畑川流域ふるさとの森と川と海保全地域

大畑川流域は、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」により保全地域に指定されています。

保全地域の範囲は下の図のとおりです。
保全地域の大切さを理解し、保全に心がけましょう。



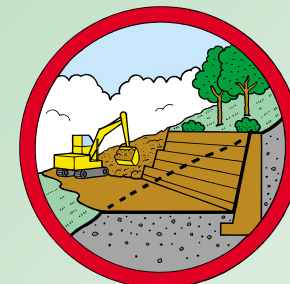
保全地域では、特定行為について
届出を行う必要があります。
特定行為とは次のものです。



土石(砂を含む)の採取



工作物の新築、増築、改築、移転または撤去



土地の掘削その他土地の形状を変更する行為



竹木その他規則で定める物の伐採

【お問い合わせ先】

青森県 県土整備部 河川砂防課

ふるさと環境グループ

電話 **017-734-9669**

E-mail : kasensabo@pref.aomori.lg.jp

河川砂防課HP : www.pref.aomori.lg.jp/kasen/

保全地域とは、自然環境の優れた状態を維持している森林、河川、または海岸区域のうち、ふるさとの森と川と海の保全を図る上で特に重要と認められる区域です。